

鳥取県外国人材住環境整備支援補助金のご案内

県内事業者が外国人材の受入れを新たに行う、もしくは受入れ人数を増やす場合に、当該外国人材の受入れに必要な住環境整備等に要する経費の一部を助成します。

※外国人材…外国人技能実習（育成就労）生、特定技能外国人、高度専門職、技術・人文知識・国際業務の在留資格

●外国人材の住環境改善を目的とした、空き家等の修繕・改築、インターネット環境整備、備品（大型家電）購入に係る費用の一部を支援します。

①住環境整備事業

空き家、借間、寮等住居の修繕又は改築に係る工事費等

＜例＞・風呂・トイレ等のリフォーム、壁紙・床材の修繕 等

※光熱水費・家賃等の継続的に発生する経費、退去時の原状復帰費用等は対象外です。



②インターネット環境整備事業

インターネット環境整備に係る工事費、接続機器の購入・設置費

＜例＞・インターネット環境（Wi-Fi環境含む）整備に係る工事費

・住居に設置する接続機器（ルーター等）の購入・設置費用

※インターネットのプロバイダー、Wi-Fi利用料等、継続的に発生する経費、接続機器のレンタル・リースに係る経費は対象外です。

③備品購入・設置事業

生活環境整備に係る備品の購入・設置費

＜例＞・空調設備（家庭用エアコン）、冷蔵庫、洗濯機の購入・設置費用

※持ち運び可能であるなど目的外使用になりうる備品の購入費、備品のレンタル・リースに係る経費は対象外です。

【補助率】 1/3

【補助上限額】 1,500千円／1事業者

※①住環境整備事業を実施しない場合は、上限500千円

【補助対象事業者】 事業実施年度以降に新たに外国人材の受入れを行う、もしくは現在受け入れている外国人材を増員する県内事業者

※農業者及び農事組合法人、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者は、本補助金の対象外です。

＜留意事項＞

○本補助金に係る申請は、**1物件（1棟）1回限り**です。

○1事業者の申請は、**同一事業年度に1回まで**です。

○実績報告時に外国人材の新規受入れ又は増員が完了していない場合は、別途外国人材の受入れ状況を報告する必要があります。

【補助金事務の流れ】

項目	実施者	時期	内容・注意事項等
①補助金交付申請書提出	申請者	事業実施前	事業開始日までに交付決定を受けられるように補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書を作成し、県雇用・働き方政策課へ提出してください。
②補助金交付決定	県	①の受付後30日以内	提出された書類を県雇用・働き方政策課で審査し、交付決定（又は不決定）します。
③補助金事業の実施	申請者	交付決定後～ 令和9年3月31日	交付決定後に、事業を開始してください。 ※交付決定前の契約・支出案件は補助対象外です。
④補助金実績報告書提出	申請者	事業終了後20日を経過する日まで又は令和9年4月20日のいずれか早い日	事業が完了したら、補助金実績報告書、事業報告書、収支決算書、口座振込依頼書（※）を作成し、支出の根拠書類（領収書の写し等）を添えて、県雇用・働き方政策課へ提出してください。 ※ 債権者登録口座への振込希望の場合は、その旨連絡。
⑤補助金額の確定	県	④の受領・審査後、速やかに	提出された実績報告書を県雇用・働き方政策課で審査し、補助金額を確定します。
⑥補助金支払	県	確定通知送付から 2週間程度	補助金を口座に振り込みます。

【提出書類】

提出書類は県公式ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/328189.htm>）からダウンロードしてください。



【書類の提出先】 *以下のいずれかの方法で提出してください。

- 電子申請の場合・・・とっとり電子申請サービスのフォームから必要書類を提出してください。（提出書類を掲載しているウェブページ↑にリンクを掲載しています。）
- メール・郵送・持参の場合・・・以下の【提出・問合せ先】へ必要書類を提出してください。

【補助金申請にあたっての留意事項】

- ※交付決定前に契約、支払いなどをしてきた経費については補助金を交付できませんので、計画を立てたら早めにご相談・申請してください。なお、補助金は精算払します。
- ※消費税分は補助対象経費となりませんので、申請額・報告額は税抜きの額で記載してください。
- ※実績報告書を提出いただく際に、支出が分かる書類（領収書の写し等）、新たに外国人材を受け入れたことが分かる書類（証明書、雇用契約書等の写し）の添付が必要です。
- ※住宅環境整備事業については、整備前、整備後の様子が分かるもの（現場の写真等）の添付が必要です。
- ※事業に関する領収書等の証拠書類は、必ず保管しておいてください。

【提出・問合せ先】

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課 障がい者・外国人就労支援室
〒680-8570 鳥取市東町1-220
電話：0857-26-7699 ファクシミリ：0857-26-8169
電子メール：koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp

R8.3月作成